佐賀県有明海における知事許可漁業の許可件数等

（基準日：令和8年11月5日）

漁業種類		(A)　※1 許可限度数	(B)　※2 有効許可件数	(A)-(B) 許可可能数	許可の有効期限
あんこう網漁業		22統	22統	0統	令和9年6月30日
げんしき網漁業		140	66	74	令和9年6月30日
固定式刺網漁業		980	904	76	令和9年6月30日
ぐち固定式刺網漁業	（操業区域（1)、(2)）	12	2	10	令和9年4月30日
	（操業区域（3）－①）	3	0	3	
	（操業区域（3）－②）	3	0	3	
	（操業区域（3）－③）	3	0	3	
刺網漁業	すずき流し刺網漁業	160	110	50	令和9年6月30日
	えび三重流し刺網漁業	410	287	123	令和9年6月30日
	雑魚一重流し刺網漁業	310	202	108	令和9年6月30日
	さわら流し刺網漁業	10	0	10	令和9年6月30日
	雑魚三重流し刺網漁業	170	103	67	令和10年2月29日
機船船びき網漁業	あみ１そう船びき網漁業	20	12	8	令和8年11月30日
	えび２そう船びき網漁業	25統	1統	24統	令和8年11月30日
機船底びき網漁業	長柄じょれん船びき漁業	制限無し	136	制限無し	令和10年2月29日

※１　当該漁業種類において、許可等が可能な上限の数を表しています。

※２　基準日時点で、有効な許可等の件数（統については漁具の数）を表しています。

【留意事項】

① 有効な許可等の件数と受付けをした件数の合計が許可等の限度数に到達した日をもって申請の受付けを終了します。なお、受付終了日において、許可等が可能な残枠を超える申請があった場合は、制限措置等の公示で示す許可の基準に照らし許可等をする者を決定します。

② 許可件数等に変更があったときは、速やかに更新する予定です。